

司法 R3 民法

設問 1

請求 1 について

1 A は C に対して、所有権に基づく甲動産の引き渡し請求権を主張する。甲動産は A が所有していた。甲動産は現在、C が占有している。よって、請求原因事実は認められる。これに対して、C は、D は即時取得（民法（以下省略）192 条）により、甲動産の所有権を取得しているので、所有権喪失の抗弁を主張する（主張㉗）では、D の即時が認められるか

2 D は令和 2 年 5 月 15 日、B との売買契約という「取引行為」によって、甲を取得した。「平穩・公然」を覆す事情はない（186 条 1 項）売買契約の際、B は D に対して、「甲は～買った」と虚偽の説明をした。また、甲に所有者を示すプレート等はなく、他に不審な点もなかった。よって、D は、「善意」「無過失」である。

3 もっとも、甲は売買契約後も賃借人である C が引き続き占有し続けた。B は C に対して、甲を D に譲渡したので以後 D のために占有し、D はこれを承諾した。かかる引き渡しは、指図による占有移転（184 条）に当たるが、る引き渡しが、192 条の「占有を始めた」に当たるかが問題となる（主張㉘）

(1) 取引安全の見地から 192 条の「占有」は、外部から占有の移転が把握できる必要がある。

(2) 占有改定と異なり、指図による占有移転は、現実には占有が代理人に移転しており、代理人の承諾によって外部から占有の移転を認識できる。よって、「占有を始めた」に当たる。

4 以上から、即時取得が成立する。ただし、動産甲は盗品なので、A は 193 条により回復請求をすることができる（再抗弁）したがって、A が回復請求権を行使した場合は、請求 1 は認められる。

設問 2

小問 (1)

契約①の債務の内容は、従業員に乙検定を合格させるため、授業を行うこと、さらに、従業員を乙検定に合格させることである。報酬として、月額 60 万円とは別に、合格者に応じた成功報酬を支払う旨合意していたことから、当事者の合理的意思として、授業を行うだけでなく、合格させることも債務の内容に含まれていたと解する。契約の性質は準委任契約である。（656 条）

小問 (2)

1 請求 3 について

A としては、E の授業が厳しく、従業員が講座を続けるのが困難な状態になっていたことから、E は債務を履行しているといえず、したがって、報酬を支払う必要はないと反論する。しかしながら、E は厳しいながらも、契約①のとおり、講座を行っていたので、債務不履行はない。よって、E は契約①に基づき、8 月分の月額報酬 60 万円を請求できる。

2 請求4について

(1) Aは契約が解除されたので、9月10月分の報酬を支払う必要はないと反論する。しかしながら、前述のとおり、Eは契約①に基づき乙検定合格に必要な講座の授業を継続していた。30名の生徒の内、20名は引き続き受講をしていたことから、Eに債務の不履行があったとはいえない。よって、Aによる解除(541条)は認められない。

(2) EはAの債務不履行を理由に損害賠償請求として、120万円を請求することができる。Aは契約①に基づき報酬を支払っていない。Aは自ら、Eに出張講座の開設を依頼している。Aは事前に、Eの授業内容を理解していたはずであるし、理解することが可能であった。従って、「債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき」(415 I 但し書き)

(3) では、EはいくらAに請求できるか。損害賠償の範囲が問題となる。

ア 416条は、損害の公平な分担という見地から、1項で相当因果関係の原則を定め、2項で相当因果関係の有無を判断する際に基礎とすることのできる特別の事情の範囲を定めている。

イ 9月分と10月分の月謝相当にあたる120万円は、Eの他の出張講座よりも高額であったので、特別の損害といえる。しかしながら、月謝60万円を払うという内容は、契約①の合意の際、Aも了解していたので、Aは、自身の債務不履行によって、生ずべき損害として、「予見すべき」ものといえる。よって、416条2項により、120万円を請求できる。

ウ 乙検定の合格者数に応じた成功報酬は認められるか。確かに、従業員はEの講座を受講したことで、能力が飛躍的に伸び、開講から1か月後に実施された模擬試験でも良好な成績を伸ばした。従って、Aの債務不履行が無ければ、契約①の通り、Eは成功報酬を得られていたとも思える。しかしながら、Eの講座が閉鎖されてから、試験まで3か月間あり、その間、従業員は他者の通信講座を受講して勉強している。そうすると、従業員は、Eの講座のおかげで合格したかは不明であり、相当因果関係が否定される。よって、成功報酬の請求は認められない。

設問3

小問(1)

1 消滅時効の主張

(1)「債権者が権利を行使できる」令和10年4月1日から5年経過している。(令和15年4月1日)Fは保証人なので、時効の援用(145)ができる。よって、Fは、500万円の貸金債権の消滅時効を主張し、付従性から保証債務も消滅としたとして、500万円の支払いを拒むことができると思われる。

(2) しかしながら、令和10年6月20日、Aは、Hに対して支払いの猶予を求めている。かかる行為は債務の承認(152条1項)に当たり、時効が更新され、その効果は保証人にも及ぶ。(457条1)よって、貸金債権の時効は完成していないので、Fは消滅時効の主張はできない

2 相殺

(1) 丙の売買代金 100 万円について相殺 (505) を主張し、支払いを拒めないか (457 条 3 項)。

(2) 貸金債権と丙の売買代金いずれも金銭債権という「同種の目的」を有する債権である。双方ともに弁済期にある (令和 10 年 4 月 1 日、令和 4 年 8 月 31 日) 丙の売買代金債権は令和 9 年 8 月 31 日で時効期間が経過しているが、それ以前に相殺適状となっているので、相殺をすることができる (508 条) よって、F は、丙の売買代金 100 万円について、相殺を主張し、支払いを拒める。

小問 (2)

1 G に対する求償

G と F は連帯保証人同士であり、負担割合は 2 分の 1 (250 万円ずつ) である。H は F に対し 200 万円の免除をしているが、免除の効果は相対効なので (441 条) なので、G F 間の負担割合は変わらない。そして、F は 300 万円を負担したので、負担割合に基づき 150 万円を求償できる (464 条、441 条)

2 A に対する求償

F は債務者である A から委託を受けずに保証人となった。よって、弁済によって利益を受けた 500 万円について求償できる (462 条、459 条の 2 第 1 項)